



その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売契約款を変更しようとするときは、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による変更の届出があつた場合において、その変更後の積立式宅地建物販売契約款の内容が第五条第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなると認めるときは、当該積立式宅地建物販売業者に対し、その内容の変更を命ずることができる。

#### (廃業等の届出)

第十一條 積立式宅地建物販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、三十日以内に、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 合併により消滅した場合 消滅した法人を代表する役員であつた者

二 破産手続開始の決定があつた場合 破産管財人

三 合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人

四 積立式宅地建物販売業者を廃止した場合 積立式宅地建物販売業者であつた法人を代表する役員

2 前項第一号から第四号までの規定により届出があつたときは、第三条の許可是、その効力を失う。

#### (積立式宅地建物販売業者名簿)

第十二条 国土交通省及び都道府県に、積立式宅地建物販売業者名簿を備える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業者名簿に、国土交通大臣にあつてはその許可を受けた積立式宅地建物販売業者に、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者及び国土交通大臣にあつてはその許可を受けた積立式宅地建物販売業者で、都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに關するこれらの事項その他国土交通省令で定める事項を、都道府県知事にあつてはその許可を受けた積立式宅地建物販売業者及び国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者で、都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに關するこれらの事項を登載しなければならない。

（積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧）

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧

建物販売業者名簿及びその許可を受けた積立式宅地建物販売業者の積立式宅地建物販売契約款を一般的な閲覧に供しなければならない。

（無許可事業等の禁止）

第十四条 第三条の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営んではならない。

2 第三条の許可を受けない者は、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第十五条 積立式宅地建物販売業者は、自己の名義をもつて、他人に積立式宅地建物販売業を営ませてはならない。

2 積立式宅地建物販売業者は、自己の名義をもつて、他人に、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせてはならない。

（国土交通省令への委任）

第十六条 この章に定めるもののほか、許可の申請、許可証の交付、書換交付、再交付及び返納、変更の届出、積立式宅地建物販売業者名簿の登載、訂正及び消除並びに積立式宅地建物販売業者名簿等の閲覧について必要な事項は、国土交通省令で定める。

（積立金等保全措置）

#### 第一章 総則

第十七条 積立式宅地建物販売業者は、毎年三月三十日及び九月三十日（以下これらのこととを「基準日」という。）において、積立式宅地建物販売の契約を締結した者（当該契約に係る宅地又は建物の引渡しを受けた者を除く。第二十五条第一項及び第三十六条第一項において同じ。）のために、次条の積立金等保全措置を講じ、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 積立式宅地建物販売業者は、基準日における積立金等保全措置が講ぜられている旨の届出

（積立金等保全措置を講すべき義務）

第十八条 積立金等保全措置は、営業保証金の供託又は営業保証金供託委託契約の締結であつて、その措置により、積立式宅地建物販売の契約に基づいて受領している金額（以下「積立金等」という。）で、基準日において受領してい

るものとの合計額の三分の一に相当する額（以下「基準額」という。）を積立金等の返還債務の弁済に充てることができるものとする。

（営業保証金の供託）

第十九条 積立金等保全措置としての営業保証金の供託は、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所のもよりの供託所にするものとする。

2 前項の営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の國土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）をもつて、充てができる。

（営業保証金供託委託契約）

第二十条 積立金等保全措置として締結する営業保証金供託委託契約は、次条第一項の規定による届出の日の翌日以降次の基準日の翌日から起算して五十日を経過する日（その日前に当該次の基準日に係る基準額について同項の規定による届出があつたときは、その届出の日）までの間に委託者たる積立式宅地建物販売業者が第三十六条第一項各号の一に該当することとなつた場合において、第二十九条の規定による通知を受けた受託者が委託者のために委託額に相当する額の営業保証金の供託をすることを約する契約とする。

2 前項の規定による営業保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、することができない。

3 第一項の規定による委託額の減額は、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 前二項の承認は、当該積立式宅地建物販売業者について第二十九条の規定による公告があつたときは、することができる。

2 前項の営業保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところにより、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 この条に定めるもののほか、第一項の規定による営業保証金の取戻しに関する必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

4 この条に定めるもののほか、第一項の規定による営業保証金の取戻しに関する必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

5 この条に定めるもののほか、第一項の規定による営業保証金の取戻しに関する必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

（積立金等保全措置の内容）

第十八条 積立金等保全措置は、営業保証金の供託又は営業保証金供託委託契約の締結であつて、その措置により、積立式宅地建物販売の契約に基づいて受領している金額（以下「積立金等」という。）で、基準日において受領してい

ない。ただし、当該営業保証金供託委託契約一部を解除した場合において、なお当該営業保証金供託委託契約が第二十条第一項に規定する要件を満たすものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

（積立金等保全措置の変更）

第二十三条 積立式宅地建物販売業者は、基準日において積立金等保全措置により積立金等の返還債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額をこえることとなつたときは、次の基準日までに、そのこえる額につき、営業保証金を取り戻し、又は営業保証金供託委託契約の一部を解除して委託額を減ずることができ。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

（営業保証金供託委託契約の解除）

第二十四条 積立式宅地建物販売業者は、第二十九条の規定による公告がされた後に新たな積立式宅地建物販売の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その直前の基準日に係る基準額について新たに積立金等保全措置を講じ、書面で、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 積立式宅地建物販売業者が新たな積立金等保全措置を講じて前項に規定する届出をする場合においては、当該積立金等保全措置が、営業保証金の供託であるときは供託物受入れの記載の書面の写しを営業保証金供託委託契約の締結であるときは当該契約書の写しをそれぞれ前項の書面に添附しなければならない。

（営業保証金供託委託契約の解除の制限）

第二十五条 積立式宅地建物販売業者と積立式宅地建物販売の契約を締結した者は、当該契約においては、積立金等の返還債務に關し、第十九条第一項又は第三十条の規定により供託された営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。





- 六 許可を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。
- 七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第二号から第四号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 八 前条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第一項の規定による取消しがされなかつたとき。
- 九 前条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 十 不正の手段により第三条の許可を受けたとき。
- 十一 前項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。
- 第45条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた積立式宅地建物販売業者の事務所の所在地又はその役員の所在を確知できないときは、官報又は都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該積立式宅地建物販売業者から申出がないときは、当該積立式宅地建物販売業者の許可を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（聴聞の特例）

#### 第四十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、

第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

2 國土交通大臣又は都道府県知事は、第四十三条第一項又は第四十四条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに當つては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### 第六章 雜則

（許可の取消し等に伴う取引の結了）

第五十二条 積立式宅地建物販売業者が第十一条第一項第一号に該当した場合（合併後存続する

法人又は合併により成立した法人が積立式宅地建物販売業者でないときに限る）、同条第二項の規定により許可が効力を失つた場合又は第四十条第二項の規定により許可が取り消されたとき、又は第四十四条第一項の規定により業務の停止を命じ、若しくは同条第二項の規定により許可を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

#### （処分の公告）

第四十七条 國土交通大臣又は都道府県知事は、

第四十三条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は第四十四条第一項の規定により業務の停止を命じ、若しくは同条第二項の規定により許可を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（処分の公告）

二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第七章 訴則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条の許可を受けた者

第四十八条 國土交通大臣はすべての積立式宅地建物販売業者に対する、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で積立式宅地建物販売業を営む積立式宅地建物販売業者に対して、積立式宅地建物販売業の適正な運営を確保し、又は積立式宅地建物販売業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（事業報告書の提出）

第四十九条 積立式宅地建物販売業者は、事業年度ごとに、国土交通省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、その許可を受けた國土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（報告の徵収等）

第五十条 積立式宅地建物販売業者は、事業年度ごとに、国土交通省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、その許可を受けた國土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（立入検査）

第五十一条 國土交通大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、積立式宅地建物販売業者に対し、その業務に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

（立入検査）

第五十二条 積立式宅地建物販売についての建設業法の規定の適用については、同法第三十五条第一項中「売買、交換又は貸借の契約が成立するまで」とあり、同条第二項中「割賦販売の契約が成立するまで」とあるのは、「目的物が確定するまで」とする。

（宅地建物取引業法及び建設業法の規定の読替適用）

第五十三条 積立式宅地建物販売についての宅地建物取引業法の規定の適用については、同法第三十五条第一項中「売買、交換又は貸借の契約が成立するまで」とあり、同条第二項中「割賦販売の契約が成立するまで」とあるのは、「目的物が確定するまで」とする。

（適用除外）

第五十四条 この法律は、次に掲げる者には、適用しない。

一 地建物販売業を営んだ者

二 第四十三条第一項の規定による契約の締結の禁止の命令に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

三 第五十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営ませた者

四 第四十三条第一項の規定による契約の締結の禁止の命令に違反して他人に積立式宅地建物販売の契約を締結した者

五 第四十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

六 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

二 第五十七条 次の各号の「に該当する者」は、二十万円以下の罰金に處する。

一 第五十七条又は第二十四条第一項の規定に違反して積立式宅地建物販売の契約を締結した者

二 第五十七条 次の各号の「に該当する者」は、二十万円以下の罰金に處する。

（事務の区分）

第五十四条の二 國土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十二条第一項の規定による届出を受理したときは、遲滞なく、その旨その他国土交通省令で定める事項を、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所（同項の規定による届出を受理したときにおいては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（事務の区分）

二 第十二条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

三 第十四条第二項の規定に違反して積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をし、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつて広告をした者

四 第二十二条第一項若しくは第二十四条第一項の書面又は第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をした者

（事務の区分）

二 第二十二条第一項若しくは第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国土交通大臣の許可を受けた積立式宅地建物販売業者に係る積立式宅地建物販売業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）は、地方自治法（昭和二十四年法律第二十一条第一項）に規定する

五 第四十九条又は第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者六 第五十条の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者七 第五十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者第五十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による届出を怠つた者二 第三十四条第二項の規定に違反して同項に規定する書面を交付しなかつた者三 第三十七条第一項の規定に違反して従業者を積立式宅地建物販売業の業務に従事させた者四 第三十七条第三項の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者五 第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、これに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者六 第三十九条の規定に違反して同條に規定する標識を掲げなかつた者第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第六十条 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえる範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に積立式宅地建物販売業を営んでいる法人は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第一百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を受けないでも、その施行の日から一年間を限り、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営んでいる場合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営んでいる場合に

あつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた積立式宅地建物販売業者とみなす。この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の規定を適用する。その法人がその期間内に所得税法等の一部を改正する等の法律附則第一百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に對し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とし、前段中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

三 前項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人は、建設省令で定めるところにより、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書面に同条第二項各号に掲げる書類を添附して、その許可を受けたものとみなされる建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

四 前項の規定による書面の提出は、その添附書類である積立式宅地建物販売契約書については、第十条第二項の規定による積立式宅地建物販売契約款を変更しようとする場合の届出とみなす。

五 附則第三項の規定による書面の提出をせず、又は同項の書面若しくはその添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、五万円以下の罰金に処する。

六 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第七条 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人が同項前段の期間内に所得税法等の一部を改正する等の法律附則第一百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を受けなかつた場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第二項前段の期間内に同法附則第一百八十七条の規定による改正前の第三条第一項の許可を受けなかつた場合においては、当該法人は、第十四条第一項の規定にかかわらず、附則第一項の登録」とし、同法の施行の日から同法附則第四項に定める期間の満了の日までの間にかかることができるものとし、当該取引を結了する目

の法の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建業者とみなされる法人及びその法人が引き続き積立式宅地建物販売業者となつた場合における当該法人についての第十八条の規定の適用に関する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

この法律の施行の日後最初に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後二回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後三回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後四回目に到来するもの	二十四分の三
この法律の施行の日後五回目に到来するもの	二十四分の四
この法律の施行の日後六回目に到来するもの	二十四分の五
この法律の施行の日後七回目に到来するもの	二十四分の六
この法律の施行の日後八回目に到来するもの	二十四分の七
この法律の施行の日後九回目に到来するもの	二十四分の八
この法律の施行の日後十回目に到来するもの	二十四分の九
この法律の施行の日後十一年目に到来するもの	二十四分の十
この法律の施行の日後十二年目に到来するもの	二十四分の十一
この法律の施行の日後十三年目に到来するもの	二十四分の十二
この法律の施行の日後十四年目に到来するもの	二十四分の十三
この法律の施行の日後十五年目に到来するもの	二十四分の十四
この法律の施行の日後十六年目に到来するもの	二十四分の十五
この法律の施行の日後十七年目に到来するもの	二十四分の十六
この法律の施行の日後十八年目に到来するもの	二十四分の十七
この法律の施行の日後十九年目に到来するもの	二十四分の十八
この法律の施行の日後二十年目に到来するもの	二十四分の十九
この法律の施行の日後二十一年目に到来するもの	二十四分の二十
この法律の施行の日後二十二年目に到来するもの	二十四分の二十一
この法律の施行の日後二十三年目に到来するもの	二十四分の二十二
この法律の施行の日後二十四年目に到来するもの	二十四分の二十三
この法律の施行の日後二十五年目に到来するもの	二十四分の二十四
この法律の施行の日後二十六年目に到来するもの	二十四分の二十五
この法律の施行の日後二十七年目に到来するもの	二十四分の二十六
この法律の施行の日後二十八年目に到来するもの	二十四分の二十七
この法律の施行の日後二十九年目に到来するもの	二十四分の二十八
この法律の施行の日後三十年目に到来するもの	二十四分の二十九
この法律の施行の日後三十一年目に到来するもの	二十四分の三十
この法律の施行の日後三十二年目に到来するもの	二十四分の三十一
この法律の施行の日後三十三年目に到来するもの	二十四分の三十二
この法律の施行の日後三十四年目に到来するもの	二十四分の三十三
この法律の施行の日後三十五年目に到来するもの	二十四分の三十四
この法律の施行の日後三十六年目に到来するもの	二十四分の三十五
この法律の施行の日後三十七年目に到来するもの	二十四分の三十六
この法律の施行の日後三十八年目に到来するもの	二十四分の三十七
この法律の施行の日後三十九年目に到来するもの	二十四分の三十八
この法律の施行の日後四十一年目に到来するもの	二十四分の三十九
この法律の施行の日後四十二年目に到来するもの	二十四分の四十
この法律の施行の日後四十三年目に到来するもの	二十四分の四十一
この法律の施行の日後四十四年目に到来するもの	二十四分の四十二
この法律の施行の日後四十五年目に到来するもの	二十四分の四十三
この法律の施行の日後四十六年目に到来するもの	二十四分の四十四
この法律の施行の日後四十七年目に到来するもの	二十四分の四十五
この法律の施行の日後四十八年目に到来するもの	二十四分の四十六
この法律の施行の日後四十九年目に到来するもの	二十四分の四十七
この法律の施行の日後五十一年目に到来するもの	二十四分の四十八
この法律の施行の日後五十二年目に到来するもの	二十四分の四十九
この法律の施行の日後五十三年目に到来するもの	二十四分の五十
この法律の施行の日後五十四年目に到来するもの	二十四分の五十一
この法律の施行の日後五十五年目に到来するもの	二十四分の五十二
この法律の施行の日後五十六年目に到来するもの	二十四分の五十三
この法律の施行の日後五十七年目に到来するもの	二十四分の五十四
この法律の施行の日後五十八年目に到来するもの	二十四分の五十五
この法律の施行の日後五十九年目に到来するもの	二十四分の五十六
この法律の施行の日後六十一年目に到来するもの	二十四分の五十七
この法律の施行の日後六十二年目に到来するもの	二十四分の五十八
この法律の施行の日後六十三年目に到来するもの	二十四分の五十九
この法律の施行の日後六十四年目に到来するもの	二十四分の六十
この法律の施行の日後六十五年目に到来するもの	二十四分の六十一
この法律の施行の日後六十六年目に到来するもの	二十四分の六十二
この法律の施行の日後六十七年目に到来するもの	二十四分の六十三
この法律の施行の日後六十八年目に到来するもの	二十四分の六十四
この法律の施行の日後六十九年目に到来するもの	二十四分の六十五
この法律の施行の日後七十一年目に到来するもの	二十四分の六十六
この法律の施行の日後七十二年目に到来するもの	二十四分の六十七
この法律の施行の日後七十三年目に到来するもの	二十四分の六十八
この法律の施行の日後七四年目に到来するもの	二十四分の六十九
この法律の施行の日後七五年目に到来するもの	二十四分の七十
この法律の施行の日後七六年目に到来するもの	二十四分の七十一
この法律の施行の日後七七年目に到来するもの	二十四分の七十二
この法律の施行の日後七八年目に到来するもの	二十四分の七十三
この法律の施行の日後七九年目に到来するもの	二十四分の七十四
この法律の施行の日後八〇年目に到来するもの	二十四分の七十五
この法律の施行の日後八一年目に到来するもの	二十四分の七十六
この法律の施行の日後八二年目に到来するもの	二十四分の七十七
この法律の施行の日後八三年目に到来するもの	二十四分の七十八
この法律の施行の日後八四年目に到来するもの	二十四分の七十九
この法律の施行の日後八五年目に到来するもの	二十四分の八十
この法律の施行の日後八六年目に到来するもの	二十四分の八十一
この法律の施行の日後八七年目に到来するもの	二十四分の八十二
この法律の施行の日後八八年目に到来するもの	二十四分の八十三
この法律の施行の日後八九年目に到来するもの	二十四分の八十四
この法律の施行の日後九〇年目に到来するもの	二十四分の八十五
この法律の施行の日後九一年目に到来するもの	二十四分の八六
この法律の施行の日後九二年目に到来するもの	二十四分の八七
この法律の施行の日後九三年目に到来するもの	二十四分の八八
この法律の施行の日後九四年目に到来するもの	二十四分の八九
この法律の施行の日後九五年目に到来するもの	二十四分の九〇
この法律の施行の日後九六年目に到来するもの	二十四分の九一
この法律の施行の日後九七年目に到来するもの	二十四分の九二
この法律の施行の日後九八年目に到来するもの	二十四分の九三
この法律の施行の日後九九年目に到来するもの	二十四分の九四
この法律の施行の日後二〇〇〇年目に到来するもの	二十四分の九五
この法律の施行の日後二〇〇一年目に到来するもの	二十四分の九六
この法律の施行の日後二〇〇二年目に到来するもの	二十四分の九七
この法律の施行の日後二〇〇三年目に到来するもの	二十四分の九八
この法律の施行の日後二〇〇四年目に到来するもの	二十四分の九九
この法律の施行の日後二〇〇五年目に到来するもの	二十四分の一〇〇

8 附則第二項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人及びその法人が引き続き積立式宅地建物販売業者となつた場合における当該法人についての第十八条の規定の適用に関する基準日であつて次の表の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

この法律の施行の日後最初に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後二回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後三回目に到来するもの	二十四分の二
この法律の施行の日後四回目に到来するもの	二十四分の三
この法律の施行の日後五回目に到来するもの	二十四分の四
この法律の施行の日後六回目に到来するもの	二十四分の五
この法律の施行の日後七回目に到来するもの	二十四分の六
この法律の施行の日後八回目に到来するもの	二十四分の七
この法律の施行の日後九回目に到来するもの	二十四分の八
この法律の施行の日後十回目に到来するもの	二十四分の九
この法律の施行の日後十一回目に到来するもの	二十四分の一〇
この法律の施行の日後十二回目に到来するもの	二十四分の一一
この法律の施行の日後十三回目に到来するもの	二十四分の一二
この法律の施行の日後十四回目に到来するもの	二十四分の一三
この法律の施行の日後十五回目に到来するもの	二十四分の一四
この法律の施行の日後十六回目に到来するもの	二十四分の一五
この法律の施行の日後十七回目に到来するもの	二十四分の一六
この法律の施行の日後十八回目に到来するもの	二十四分の一七
この法律の施行の日後十九回目に到来するもの	二十四分の一八
この法律の施行の日後二十回目に到来するもの	二十四分の一九
この法律の施行の日後二十一回目に到来するもの	二十四分の一〇〇

8 (経過措置)  
改正後の宅地建物取引業法第三十七条の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条における免許等の取消し)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

9 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許、同法第十八条第一項の登録、同法第四十一条第一項第一号の指定若しくは同法第六十四条の二第二項の指定又は積立式宅地建物販売業法第三条第一項の許可(以下「免許等」という。)を受けている者に対する免許等の取消しその他監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)の施行の前日までの間ににおける第四条第一項の規定による締結した積立式宅地建物販売業者のとみなされる法人については、適用しない。

12 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)の施行の日の前日までの間ににおける第四条第一項の規定による締結した積立式宅地建物販売業者のとみなされる法人については、適用しない。

13 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)の施行の日の前日までの間ににおける第四条第一項の規定による締結した積立式宅地建物販売業者のとみなされる法人については、適用しない。

14 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)の施行の日の前日までの間ににおける第四条第一項の規定による締結した積立式宅地建物販売業者のとみなされる法人については、適用しない。

15 この法律の施行の日から建設業法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第三十一号)の施行の日の前日までの間ににおける第四条第一項の規定による締結した積立式宅地建物販売業者のとみなされる法人については、適用しない。

16 第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第一項の規定により積立式宅地建物販売業者とみなされる法人については、適用しない。

17 第十七条 第三条、第五条第五项、第八条第二项、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとする場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第三号)  
(施行期日)  
抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の宅地建物取引業法第三十七条の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条における免許等の取消し)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

3 改正後の宅地建物取引業法第三十七条の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条における免許等の取消し)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

6 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許、同法第十八条第一項の登録若しくは同法第六十四条の二第二項の指定又は積立式宅地建物販売業法第三条第一項の許可（以下「免許等」という。）を受けている者に対する免許等の取消しその他の監督上の处分においては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続きの意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場合においては、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律による改正後の関係法律の位置は、政令で定める。

### 附 則（平成七年五月一二日法律第九一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

### 附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限る。）

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定による改正後のそれぞれの法律の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

十二条、第五十九条だし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則（平成二一年一二月二二日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）に規定する處分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）が

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁あるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合にあつたものについての上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定は、当該処分庁の上級行政庁において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定によつて、施行日前に当該処分庁の上級行政庁である行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であるとときは、当該処分庁の上級行政庁であるとされ、行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

（手数料に関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を可等の処分その他の行為」という。）又はこの法律の施行により納付すべきであった手数料について、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十三条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なおお従前の例による。

（附則に関する経過措置）

第二百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（附則に規定する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附則の適用に関する経過措置）

第二百六十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に規定する第一号法定受託事務については、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為



附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(罰則の適用等に関する経過措置)**

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(処分、手続等に関する経過措置)**

**第八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
**(罰則に関する経過措置)**

**第九条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第十条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄

(施行期日)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の二、第一百六十七条の二、第一百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条

条

第四十七条及び第五十五条(行政手続に

用等に関する法律別表第一及び別表第二の改

正規定(同表の二十七の項の改正規定を除

く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第

五十九条から第六十三条まで、第六十七条及

び第七十一条から第七十七条までの規定

公

布の日

二 及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五十六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍

法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下

に「正本及び」を加える部分を除く。)に限

る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十

三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条

(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改

正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第

三十三条から第三十五条まで、第四十条、第

四十二条、第四十四条から第四十六条まで、

第四十八条、第五十条から第五十二条まで、

第五十三条(行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律第

四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第

九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の

改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等

の推進に関する法律(平成二十五年法律第百

十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含

む。」)を削る部分に限る。)を除く。)、第五

十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五

条、第六十八条及び第六十九条の規定

公布

の日から起算して一年を超えない範囲内にお

いて、各規定につき、政令で定める日

附 則 (令和三年五月二六日法律第四四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定

規 定

公 布の 日

(政令への委任)

**第四条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公 布の 日

(政令への委任)

**第四条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公 布の 日

(政令への委任)

**第四条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公 布の 日

(政令への委任)

**第四条** 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する規定を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

一 第五百九条の規定

公 布の 日

(政令への委任)